



《問い合わせ》

上野図書館 ☎ 21-6868 FAX 21-8999
 いがまち図書室 (いがまち公民館内) ☎ 45-9122
 島ヶ原図書室 (島ヶ原会館内) ☎ 59-2291
 阿山図書室 (あやま文化センター内) ☎ 43-0154
 大山田図書室 (大山田公民館内) ☎ 47-1175
 青山図書室 (青山公民館内) ☎ 52-1110

司書のおすすめ



■一般書

『日本カンパニーキャラ & シンボル大全』 辰巳出版／発行
 会社や商品の顔として、時代を超えて長く親しまれてきた、マスコットキャラクターやシンボルマーク。それらの誕生時のエピソードやプロフィール、デザインの変遷などをイラストや写真とともに紹介します。

■児童書

『キラリモンスター』
 ちょっと変わった偉人伝』
 小川 凜一／著、大野 太郎／絵



■絵本

『カピバラの
 だるまさんがころんだ』
 中川 ひろたか／作
 柴田 ケイコ／絵



■一般書

『世界でいちばん素敵なお寺の教室』
 松島 龍戒／監修
 『月に3冊、読んでみる?』
 酒井 順子／著
 『差別はたいてい悪意のない人がする』
 キム ジヘ／著

■児童書

『夢のねだん図鑑』
 ライブ／編著
 『きのこのこのこふしぎのこ』
 ひさかたチャイルド／発行
 『中野信子のこども脳科学』
 中野 信子／著

■絵本

『いちにちだじゃれ』
 ふくべ あきひろ／さく、かわしま ななえ／え
 『チリとチリりよのおはなし』
 どい かや／作
 『おつきさまのパンケーキ』
 真珠 まりこ／作・絵

図書館 (室) からのお知らせ

◆郷土の歴史夜咄会

【とき】 12月17日(金) 午後6時～7時30分
 【ところ】 ハイピア伊賀 5階多目的大研修室
 【テーマ】 梁川星巖と服部竹塙
 【講師】
 地域誌「伊賀百筆」編集長 北出 楯夫さん
 ※ご来場の際は、上野図書館駐車場または市営上野公園第3駐車場(午後5時以降無料)をご利用ください。

◆冬のお話し会とプチコンサート

大型紙芝居などの読み聞かせと、ギター弾き語りによるプチコンサートをお楽しみください。
 【とき】 12月27日(月) 午前10時～
 【ところ】
 いがまち複合施設小ホール(旧ふるさと会館いが)
 【読み手】 お話の国アリス
 【対象】 幼児から小学校低学年 ※保護者同伴可
 【定員】 先着15組程度
 【申込受付開始日】 12月14日(火) 午前9時～
 【申込方法】 電話または来室
 【申込先・問い合わせ】 いがまち図書室

12月の読み聞かせ

絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどをします。(30分～1時間程度)

とき	ところ	催物(読み手)
9日(木) 10:30～	上野図書館	えほんのひろば(ちいさなねこ)
11日(土) 10:30～	大山田図書室	おはなしたいむ(きらきら)
	上野図書館	おはなしの会
13日(月) 10:00～	島ヶ原子育て支援センター	お話の会(ネエ・よんで)
15日(水) 10:30～	上野図書館	えほんの森(よもよも)
17日(金) 10:00～	いがまち複合施設小ホール(旧ふるさと会館いが)	絵本の時間(お話の国アリス)
19日(日) 10:30～	阿山図書室	読み聞かせの会(はあと&はあと)
21日(火) 10:30～	大山田図書室	あかちゃんたいむ・ミニおはなし会
22日(水) 10:30～	上野図書館	おひざでだっこのおはなし会
23日(木) 10:30～	青山図書室	おはなしなあに?
25日(土) 10:30～	上野図書館	おはなしの会

※新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、参加者の人数を制限しています。

詳しい情報はこちら



銅山事件と
加判奉行への訓示

延宝9（1681）年正月、加納藤左衛門と石田清兵衛は藤堂藩伊賀領の加判奉行を罷免され、その後任には米村安左衛門と石田三郎左衛門が選ばれました。加判奉行とは、法令や指示などの文書を発給する政務の責任者であり、藩政機構で重要な役割を担う上級役人です。この交代の原因は、同年に伊賀で起きた銅山事件にありました。

銅山事件とは、備中国石塔銅山（岡山県高梁市）開発への投資が失敗し、藩米（藩が所蔵する米）に多大な損失が生じたことについて、関係者が厳しく処罰された事件です。損失の規模は1万2千俵以上と言われています。

加納藤左衛門と石田清兵衛は投資を推進した中心人物として、加判奉行の罷免に続き、最終的には息子ともども切腹を命じられました。また、両名に限らず、投資に関係した伊賀の藩士も、役職の罷免や投獄、追放などの処罰を受けました。

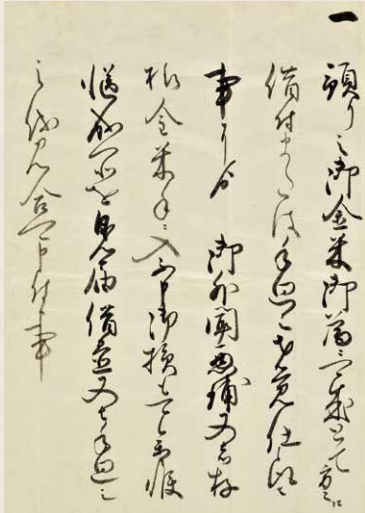
さらに、この投資には伊賀の商人が加わっていましたが、そうした人々も

獄門や磔に処されています。

藤堂藩の記録『永保記事略』には、同年10月23日にこの事件に関する処分が終わり、翌々日の25日には藩庁から伊賀の藩士全員に対して事件の顛末が説明されたとあります。また、同じ日に、加判奉行後任の米村安左衛門と石田三郎左衛門には5か条の訓示が出されました。その第5条には、「藩のためであるからといって、藩の金や米を軽々しく貸し付けたり投資してはいけません。念入りに検討した上で貸し付け・投資をするように」と書かれています（写真）。

一見、当たり前の内容に思えますが、銅山事件落着の直後にこの訓示が出されたということから、銅山事件の二の舞は決して許さないと藩の強い姿勢が見て取れます。訓示を受けた二人にもその意図はしっかりと伝わっていたことでしょう。

文化財課歴史資料係
☎ 52・4380 FAX 52・4381



▲心得之覚
(石田三郎左衛門家伝来文書)

明日に向かって ~差別をなくしていくために~

人権について考えるコラムです。

男女共同参画社会の実現をめざして - 契約監理課 -

皆さんは、「男女共同参画」について考えたことがありますか。男女平等の考えは広まっているし、女性が働くことに反対ではないから、自分には関係ないことだと思っている人も多いのではないのでしょうか。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった考え方に反対でも、「男はこう」「女はこう」という考え方やイメージは、多くの人知らず知らずのうちに身につけているかもしれません。

多くの人がある「男はこう」「女はこう」という考えやイメージと違うことで、それぞれの人が持つ長所や能力も、十分に発揮できなかつたり、人生の選択の幅を狭めてしまうことがあるかもしれません。

今年7月に、男性の芸能として確立された能楽界で活躍する、女性能楽師の講演を聴く機会がありました。

「能の道を生きぬく」という覚悟をもって歩む姿に、静かだけれども、秘めた強さを感じました。

女性だから、男性だから、といって夢をあきらめる必要はありません。また、女性だからできること、男性だからできることもあります。自分だからこそできることを見つけ、やってみることが大切だと感じました。

男女共同参画社会基本法には、「我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参加社会の実現は、緊要な課題となっている。」とあります。

性別にとらわれず、お互いの考えを寄せ合い、より良いものを一緒に築き上げていくことが、今求められているのだと思います。

■ご意見などは人権政策課 ☎ 22-9683 FAX 22-9684 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ